

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 183 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
（1）個人事業税	5
（2）法人事業税	6
（3）不動産取得税	8
（4）自動車取得税	18
（5）軽油引取税	20
（6）自動車税	21
（7）鉱区税	22
（8）狩猟税	23
（9）個人住民税	24
（10）固定資産税	25
（11）事業所税	50
（12）都市計画税	55
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	62
（1）単体法人	63
（2）連結法人	73

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、平成 23 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 23 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県税の課税状況等の調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調等」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」)
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
(「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計」)
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
(「固定資産の価格等の概要調書」)
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
(「大規模の償却資産に関する概要調書」)
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」)

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものをまとめたものである。

地方税における税負担軽減措置等の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成 23 年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は 249 であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
個人事業税	課税標準 (所得)	1	13,360億円
法人事業税	課税標準 (資本金等の額)	10	38,270億円
	課税標準 (収入金額)	4	259億円
	課税標準 (所得)	1	7,533億円
	税額	2	18億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	36	69,141億円
	税額	22	1,123億円
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	1	473億円
	税額	5	2,343億円
軽油引取税	税額	1	913億円

税目	種類	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車税	税額	1	75億円
鉱区税	税額	1	0.6億円
狩猟税	税額	3	0.1億円
個人住民税	税額	1	133億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	88	75,392億円
	税額	14	1,354億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,150万㎡ [249億円] _(注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) _(注3)	6,230億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	30	10,490億円
	税額	3	0.1億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

(注2) []内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 事業所税の下段の税負担軽減措置等は、上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定している。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等の名称及び制度の概要は、いずれも平成24年3月31日現在のものである。ただし、改正により平成24年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成24年4月1日現在のものであり、同日以前に廃止された制度については、「廃止」と記載している。
3. 平成24年3月31日現在で既に廃止になっている措置（平成23年4月2日から平成24年3月31日までに廃止された措置）については、根拠条文の前に「旧」と記載している。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

○個人事業税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
72条の49の8	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,335,955,925

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
72条の23	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	753,311,123
72条の24の7	⑤		医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については6.6%の軽減税率を適用する（普通法人は所得のうち年400万円～年800万円の金額7.3%、年800万円を超える金額は9.6%）。	なし	税額	1,790,756
附9条	①		JR北海道・四国・九州に係る資本割の特例措置	JR北海道、JR四国及びJR九州について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	351,200,100
附9条	②		承継銀行等に係る資本割の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金（20億円）の額とする。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	210,120,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679
附9条	④		関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	関西国際空港株式会社及び指定造成事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から6分の5を乗じた額を控除する。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	679,575,000
附9条	⑤		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から3分の2を乗じた額を控除する。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から3分の2を乗じた額を控除する。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H26.3.31	課税標準 (資本金等の額)	89,254,170
附9条	⑧		電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H26.3.31	課税標準 (収入金額)	15,452,011

○法人事業税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 9 条	⑨		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	5,430,910
附 9 条	⑩		ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (収入金額)	5,050,518
附 9 条	⑪		商工組合中央金庫に係る資本割の特例措置	株式会社商工組合中央金庫について、資本割の課税標準である資本金等の額から、資本金（政府出資分）と危機対応準備金の額に一定の割合を乗じた額を控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	333,220,260
附 9 条	⑫ ・ ⑬		日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置	株式会社日本政策投資銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額から、資本金（政府出資分）と危機対応準備金の額に一定の割合を乗じた額を控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	1,938,909,195
附 9 条	⑭		企業再生支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社企業再生支援機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H26. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18,129,800
附 9 条 の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	大規模協同組合について、所得のうち10億円を超える部分については7.9%の税率を適用する（通常の協同組合は所得のうち年400万円を超える金額については6.6%の税率）。	なし	税額	0
旧 附 9 条	⑩		少額短期保険業に係る収入割の特例措置	少額短期保険業者については、収入割の課税標準である収入金額から2分の1を乗じた額を控除する。	廃止	課税標準 (収入金額)	287

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じているが、この集計表には反映していない。

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例	公営住宅等を地方公共団体から、入居者等が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準から、1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	43,861
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	21,356,650
73条の14	⑦		市街地再開発事業(第1種・第2種)の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	9,696,203
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	335,130
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額(農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額)を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,346
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	375,012
73条の27の2	①・②		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の減額措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税額を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	73,831

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
73条の27の3	①・②		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	696,768
73条の27の4	①・②		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	1,543,711
73条の27の5	①・②		農地保有合理化法人等が農地等売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地保有合理化法人等が、農地売買等事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地保有合理化法人等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	26,905
73条の27の6	①・②		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	8,134
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	H26.3.31	課税標準 (不動産の価格)	88,040,380
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等をやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	H26.3.31	税額	42,000,087

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 11 条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。	H25.3.31	課税標準 (不動産の価格)	1,542,277
附 11 条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	H26.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 控除率の引下げ 2/3⇒3/5	H25.3.31	課税標準 (不動産の価格)	84,282,199
附 11 条	④		信託会社等が取得する一定の不動産に係る特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 控除率の引下げ 2/3⇒3/5	H25.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条	⑤		投資法人が取得する一定の不動産に係る特例措置	投資法人(Jリート)が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 控除率の引下げ 2/3⇒3/5	H25.3.31	課税標準 (不動産の価格)	54,620,372

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 11 条	⑥		P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H27.3.31	課税標準 (不動産の価格)	167,918
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する(特定都市再生緊急整備地域にあっては、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する)。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 特定都市再生緊急整備地域を特例対象に追加	H25.3.31	課税標準 (不動産の価格)	12,882,084
附 11 条	⑧		P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の国立大学の校舎に係る特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H27.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条	⑨		一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療施設に係る特例措置	医療法に規定する医療計画に定められた医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する医療適用施設の開設者が、周産期医療のための施設の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から次の割合を控除する。 ・～H25.3.31:1/2 ・H25.4.1～H27.3.31:1/3 ・H27.4.1～H28.3.31:1/6	H28.3.31	課税標準 (不動産の価格)	1,150,696
附 11 条	⑩		都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置	都市再生緊急整備地域等の区域において住宅以外の一定の新築家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/10を控除する。 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	20,828,627
附 11 条	⑪		J R 貨物が基盤整備事業に伴い取得する承継家屋に係る特例措置	J R 貨物が(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い家屋を取得した場合には、従前の家屋の価格を控除する。 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 11 条	⑫		新築の認定長期優良住宅の取得に係る特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,300万円を控除する。	H26. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	18,246,884
附 11 条	⑬		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条	⑭		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	528,208
附 11 条	⑮		土地改良法に規定する一定の換地を取得した場合の課税標準の特例	土地改良事業に係る換地計画で特別減歩・不換地見合いの創設換地を定める場合において、当該創設換地を取得することが適当であると土地改良区が認める者が、当該創設換地（農用地に限る。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する。	H25. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条	⑯		新築するサービス付き高齢者住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円控除する。 【平成23年6月改正にて新設（平成23年7月1日以後の取得分から適用）】	H25. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0
附 11 条 の 2	①		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	H27. 3. 31	税額	67,891,460

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 11 条 の 4	① ・ ②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置	障害者を多数雇用する事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合（取得の日から3年以上事業の用に供した場合）には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	H25. 3. 31	税額	0
附 11 条 の 4	③ ・ ④		産活法に規定する事業譲渡等により取得する不動産に係る税額の減額措置	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた認定事業者等が、当該譲渡により不動産を取得した（3年以上認定計画に係る事業の用に供した場合）には、不動産取得税の税額から1/6を減額する。 【平成24年改正にて廃止】	廃止	税額	7,009
附 11 条 の 4	⑤		新築するサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の減額措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。 【平成23年6月改正にて新設（平成23年6月改正にて新設（平成23年7月1日以降の取得分から適用）】	H25. 3. 31	税額	0
附 11 条 の 5	①		宅地評価土地の取得に係る特例措置	宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの）をいう。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	H27. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	6,596,966,748
附 12 条	① ～ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。 【平成24年改正（平成24年4月1日以後の取得分から適用）】 徴収猶予継続要件の緩和	なし	税額	46,002

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧	73条の14	⑦	事業協同組合が一定の資金の貸付けを受けて、他の事業者との連携等のための施設を取得した場合の課税標準の特例	事業協同組合が、都道府県又は(独)中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて、他の事業者との連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する施設を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該貸付けを受けた割合に応じた額を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	37,095
旧	73条の14	⑪	独立行政法人住宅金融支援機構等から貸付けを受けた事業者が当該不動産を取得した場合の課税標準の特例	(独)住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から賃貸住宅等の建設に必要な資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該貸付けを受けた割合に応じた額を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	2,044,594
旧	73条の27の4	①・②	市街地再開発組合が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除	市街地再開発組合が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い建築物の敷地の取得又は建築物の新築をした場合において、敷地の場合は取得の日から3年以内、建築物の取得の場合は取得の日から6月以内に当該不動産を当該市街地再開発組合の組合員に譲渡したときは、市街地再開発組合に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	59
旧	73条の27の4	③・④	再開発会社が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地の取得又は施設建築物の新築をした場合において、敷地の場合は取得の日から3年以内、建築物の取得の場合は取得の日から6月以内に当該不動産を権利床取得者に譲渡したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の4	⑤・⑥	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地の取得又は施設建築物の新築をした場合において、建築工事了の公告があった日から6月以内に当該不動産を譲受け希望者に譲渡したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の4	⑨・⑩	住宅街区整備組合が、住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅の敷地等に係る納税義務の免除	住宅街区整備組合が、住宅街区整備事業の施行に伴い施設住宅の敷地の取得又は施設住宅の新築をした場合において、当該不動産の取得の日から6月以内に当該不動産を当該住宅街区整備組合の組合員に譲渡したときは、住宅街区整備組合に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧	73条の27の4	⑪・⑫	防災街区整備事業組合が、防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災施設建築敷地等に係る納税義務の免除	防災街区整備事業組合等が、防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の敷地若しくは個別利用区内の宅地の取得又は防災施設建築物の新築をした場合において、土地の場合は取得の日から3年以内、建築物の取得の場合は取得の日から6月以内に当該不動産を組合員等に譲渡したときは、防災街区整備事業組合等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の5	①・②	事業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した他の事業者との連携等のための不動産を取得した場合における納税義務の免除	事業協同組合等が、都道府県又は(独)中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて、他の事業者との連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する不動産を取得した場合において、当該不動産を取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡したときは、事業協同組合等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の7	②・③	農地保有合理化法人が換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	農地保有合理化法人等が、土地改良事業に係る換地計画において定められた創設換地(農用地に限る。)を取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、農地保有合理化法人等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の8	①・②	公益社団・財団法人が、取得した不動産を一定の期間内に外国人留学生寄宿舎の用に供した場合等の納税義務の免除	公益社団法人又は公益財団法人が不動産を取得した場合(土地については取得してから5年以内に、家屋については取得してから3年以上引き続き外国人留学生の寄宿舎の用に供する場合)において、当該不動産を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	73条の27の9	①・②	農業生産法人が、現物出資により取得した土地に係る納税義務の免除	農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得の日から5年以内に農業の用に供したときは、農業生産法人に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	廃止	税額	0
旧	附11条	②	一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る特例措置	自動二輪車の駐車のための路外駐車場の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧 附 11 条	⑤		河川立体区域制度による整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置	地下等に設置する河川管理施設（ダム、水門、堤防等）の整備に係る事業で使用された土地の上にあった家屋について移転補償金を受けた者が、当該区域について河川立体区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に代替家屋を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0
旧 附 11 条	⑥		民間都市開発推進法に基づく交換により取得する土地に係る特例措置	民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する事業用地適正化計画に記載された交換により、当該計画の大臣認定を受けた事業者の所有する土地に隣接する土地の所有者が、事業者の所有する土地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/10を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	28,950
旧 附 11 条	⑦		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得する一定の家屋に係る特例措置	鉄道事業者等が既設の駅等において、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定による公共交通特定事業の実施に伴い停車場建物等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0
旧 附 11 条	⑬		農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置	農地所有者代理事業により農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/3を控除する（交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する）。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0
旧 附 11 条	⑭		一般放送事業者が取得する一定の高度テレビジョン放送施設に係る特例措置	一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/4を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	919
旧 附 11 条	⑮		都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が取得する不動産に係る特例措置	都市再生特別措置法に規定する民間都市再生整備事業計画の認定を受けた民間事業者が、当該計画に係る認定事業（いわゆる、まち再生事業）の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0

○不動産取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧 附 11 条	⑯		都市再生特別措置法に規定する整備事業区域内の者が取得する代替不動産に係る特例措置	まち再生事業の整備事業区域内にある不動産の所有者が、当該土地を認定事業者又は（独）都市再生機構に譲渡し、当該事業により建築された建築物の一部等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	939, 808
旧 附 11 条	⑰		特定農業法人が取得する農用地区域内にある遊休農地に係る特例措置	特定農業法人が、農業委員会の勧告を受けた遊休農地の所有者との所有権の移転等に係る協議又は当該協議が調わないとき等における都道府県知事の調停により当該遊休農地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	2, 103
旧 附 11 条	⑱		密集市街地の建替認定計画により認定事業者が取得する土地に係る特例措置	密集市街地における防災街区の促進に関する法律に規定する認定事業者が、国土交通大臣の認定を受けた防災再開発促進地区における建築物の建替えの計画に記載された建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0
旧 附 11 条 の 4	③ ④		入会権者等が取得する土地に係る税額の減額措置	入会権者等が都道府県知事の認可を受けた入会林野整備計画等の公告の効果により当該計画の対象とされた土地を取得した場合において、当該入会権者等が当該土地を3年以上当該計画に適合する利用をしたときは、不動産取得税の税額から当該計画の対象となった入会林野等の価格に当該入会権者等に係る入会権等の割合を乗じて得た額を減額する。	廃止	税額	17
旧 附 12 条	⑤		農業生産法人に使用貸借した場合における特例措置	農地等の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている受贈者が、当該農地等について使用貸借の権利設定をした場合、当該受贈者が理事、社員又は取締役である等一定の要件を満たすことを農業委員会が証明した農業生産法人に、当該農地等の全部を使用貸借した場合には、不動産取得税の徴収猶予が継続する。	廃止	税額	97

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 12 条 の 2 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	<p>地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものの運行に供するバスを取得した場合は、非課税とする。</p> <p>【平成23年6月改正（平成23年7月1日以後の取得分から適用）】 特例対象路線を条例で規定。</p>	H26. 3. 31	税額	7, 959
附 12 条 の 2 の 2	②		自動車取得税の時限的な非課税措置	<p>一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について、非課税とする。</p> <p>【平成24年改正（平成24年4月1日以後の取得分から適用）】 最新の燃費基準に切り替え等を行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化。</p>	H27. 3. 31	税額	73, 463, 532
附 12 条 の 2 の 3	②・③		自動車取得税の時限的な税率軽減措置	<p>一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について、税率を75%又は50%軽減する。</p> <p>【平成24年改正（平成24年4月1日以後の取得について適用）】 最新の燃費基準に切り替え等を行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、適用期限を3年延長。</p>	H27. 3. 31	税額	160, 313, 388
附 12 条 の 2 の 3	④～⑦		低公害車の取得に係る税率の特例措置	<p>一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車を除く。）について、税率から2. 7%、2. 4%又は1. 6%を控除する。</p> <p>【平成24年4月1日以後の取得について適用】 課税標準の特例とし、控除額は45万円、30万円又は15万円とした。</p>	H27. 3. 31	税額	484, 504

○自動車取得税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 12 条 の 2 の 3	⑧		環境性能に優れたディーゼル車の取得に係る税率の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有するディーゼル車（新車を除く。）について、税率から1.0%を控除する。 【平成24年改正（平成24年 4 月 1 日以後の取得分から適用）】 課税標準の特例とし、控除額は45万円とした。	H27. 3. 31	税額	1, 558
附 12 条 の 2 の 5	① ～ ③		低燃費車の取得に係る特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車を除く。）について、取得価額から30万円又は15万円を控除する。 【平成24年改正（平成24年 4 月 1 日以後の取得分から適用）】 課税標準の特例とし、控除額は45万円、30万円又は15万円とした。	H27. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)	47, 324, 950

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調等」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 12 条 の 2 の 7	① ～ ④	一 ～ 五	軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源等の用に供する軽油の引取りに対して、免税証の交付等があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。	H27.3.31	税額	91,311,885

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 12 条 の 3	① ～ ⑥		自動車税のグリーン化特例	<p>一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、税率を概ね50%軽減する。 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、税率を概ね10%重課する。</p> <p>【平成24年改正（平成24年度以後の年度分の自動車税について適用）】 軽課において、最新の燃費基準に切り替え等を行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、適用期限を2年延長。</p>	H26. 3. 31	税額 (重課分)	23, 731, 192
						税額 (軽課分)	31, 273, 812
						税額 (合計)	7, 542, 620

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 「税額（合計）」欄は、税額（軽課分）－税額（重課分）として算出。

○鉱区税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
180	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	政策目的以外の理由（石油又は可燃性天然ガスは流体物質であるがために非常に広大な面積の鉱区を必要とし、生産金額に対する鉱区税の割合が他の鉱物と比較して一般的に高くなる傾向があることを踏まえ、税負担合理化の観点から設けられたもの。）に基づき講じられた措置。	なし	税額	63,486

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
700 条 の 52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する軽減税率	放鳥銃猟区のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税の税率を4分の1に軽減する。	なし	税額	198
700 条 の 52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する軽減税率	放鳥銃猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が、登録に係る都道府県の狩猟区域の全部を狩猟の場所とする狩猟者登録を受ける場合については、狩猟税の税率を4分の3に軽減する。	なし	税額	0
附 32 条			対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録等に係る狩猟税の税率については、2分の1に軽減する。	H25. 3. 31	税額	14, 736

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○個人住民税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附	7	条	分離課税に係る所得割の額 等の特例措置	源泉分離課税とされている退職所得に係る個人住民税の税額 については、その10%の税額控除をする。	H24.12.31	税額	13,316,305

※ 「市町村課税状況等の調」を基に作成。

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	①		一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置	一般電気事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・変電所 最初の5年度分 価格の3/5、その後の5年度分 価格の3/4 ・送電施設 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	610,505,619
349条の3	②		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 2/3 (うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の線路設備 最初の5年度分 価格の1/6、その後 価格の1/3) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	644,722,174
349条の3	③		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	555,427,987
349条の3	④		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	20,064,066
349条の3	⑤		外航船舶等に係る特例措置	船舶に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・外航船舶 価格の1/6 ・このうち一定の外国貿易船 価格の1/10 ・準外航船舶 価格の1/4 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・課税標準の引上げ 外国貿易船について 価格の1/10⇒1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	354,892,630

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	⑥		内航船舶に係る特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	340,165,495
349条の3	⑦		離島航路事業の用に供する船舶に係る特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)のうち、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供するものに対する課税標準を次のとおりとする。 349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額 【平成23年6月改正(平成23年度課税分から適用)】 ・対象船舶に係る適用要件を撤廃 ・課税標準の引下げ 349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に最初の5年度分1/3、その後5年度分2/3を乗じて得た額⇒349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,691,881
349条の3	⑧		国際路線に就航する航空機に係る特例措置	国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/5 (うち国際路線専用機 価格の1/10、国際路線準専用機 価格の2/15)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	641,329,202
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3、その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4) 【平成23年6月改正(平成23年度課税分から適用)】 ・課税標準の見直し 最初の3年度分価格の1/3、その後の3年度分価格の2/3(20トン以下の小型航空機 最初の3年度分価格の1/4、その後の3年度分価格の1/2)⇒最初の3年度分価格の1/3、その後の3年度分価格の2/3(うち30トン未満の小型航空機 無期限価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,995,030

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	187,560,133
349条の3	⑪		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	24,395,430
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,463,612
349条の3	⑬		東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る特例措置	東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6、その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	371,810,491
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑦の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	198,493,515

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3、その後の5年度分 価格の5/6 (うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6、その後の5年度分 価格の1/3) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	74,791,580
349条の3	⑯		(独)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る特例措置	(独)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,011,710
349条の3	⑰		(独)海洋研究開発機構の業務用資産に係る特例措置	(独)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,996,996
349条の3	⑱		熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	熱供給事業者が新設した熱交換設備、給排水設備、制御設備等の熱供給事業用の一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	44,905,272
349条の3	⑲		(独)水資源機構がダム用の用に供する家屋及び償却資産に係る特例措置	(独)水資源機構が所有するダムの用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2、その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	68,864,451

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	㉔		J R 旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑮又は㉔の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	119,344,261
349条の3	㉕		(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	26,405,704
349条の3	㉖		(独)科学技術振興機構の業務用資産に係る特例措置	(独)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,567,275
349条の3	㉗		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 ・対象から家屋及び償却資産を除外	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,446,432

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349条の3	⑳		関西国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置	関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成24年改正(平成25年度課税分から適用)】 ・対象を、新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設及び環境対策事業の用に供する一定の土地とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	89,054,415
349条の3	㉑		特定鉄道事業者により新たに敷設された特定鉄道の線路設備等に係る特例措置	特定鉄道事業者が新たに敷設した特定鉄道の路線に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4、その後の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	105,318,344
349条の3	㉒		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	233,039,308
349条の3	㉓		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	26,169,212
349条の3	㉔		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	28,116,210

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
349 条 の	3	㊸	外国貿易船による物品運 送用コンテナに係る特 例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用 に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準額 を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,870,298
附 15 条		①	倉庫業者等が新增設した 流通機能の高度化に寄与 する等の倉庫等に係る特 例措置	倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の 倉庫又は附属機械設備に対する固定資産税の課税標準額を次 のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 倉庫の附属機械設備 最初の5年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の新增設分から適 用)】 ・特例対象資産から「特定上屋」を除外 ・対象区域から一定の鉄道貨物駅の周辺地域を除外	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	43,625,049

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置	次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準額を、それぞれ次のとおりとする。 ①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 価格の1/3 ②大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 価格の1/3 ③ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 価格の1/2 ④産業廃棄物処理施設 価格の1/3 ⑤公共下水道の利用者が設置した除害施設 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正(平成24年4月1日以後の取得分から適用)】 ②について ・対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加 ・課税標準の引上げ 価格の1/3⇒価格の1/2 ⑤について ・課税標準の見直し(改正前 価格の3/4) 価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H26.3.31 (⑤のみH27.3.31)	課税標準 (固定資産の価格)	646,712,528
附 15 条	③		土壤汚染防止のために設置された償却資産に係る特例措置	土壤の特定有害物質による汚染を除去するための一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を、次のとおりとする。 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	19,700,266

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	④		一定の国内航空機に係る特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 (うち地方的な航空運送の用に供する航空機でその最大離陸重量が200トン未満のもの 最初の5年度分は2/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	99,893,049
附 15 条	⑤		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る特例措置	心身障害者を一定数以上雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 ・対象に重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を受けて取得した家屋を追加	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	301,725
附 15 条	⑥		外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置	外貿埠頭公社が岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する一定の固定資産で平成10年3月31日までに取得したものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 平成23年度分まで 価格の1/2 (公団承継分は3/5) 平成24年度分 価格の2/3 (公団承継分は4/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	35,647,855
附 15 条	⑦		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の2/3 ※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	69,184,262

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑧		資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械等に係る特例措置	資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の一定の機械等に対する固定資産税の課税標準額を、それぞれ次のとおりとする。 ①自動車部品再利用製品製造設備 最初の3年度分 価格の3/4又は4/5 ②食品循環資源再生処理装置 最初の3年度分 価格の5/6 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	1,853,054
附 15 条	⑨		地震防災対策の用に供する償却資産に係る特例措置	地震防災対策強化区域、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	22,350
附 15 条	⑩		JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置	JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正(平成24年4月1日以後の取得分から適用)】 ・代替車両に係る適用要件を見直し	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,899,266

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑪		一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る特例措置	<p>一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って新設した設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分</p> <p>① 総務省令で定める小規模無線設備 価格の1/2</p> <p>② ①を除く無線設備 価格の3/4(総務省令で定める難視地域にH23.4.1～H24.3.31までに新設されたもの 価格の1/2)</p> <p>③ 番組制作設備 価格の3/4(H24.4.1～H26.3.31に新設されたもの 価格の4/5)</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の新設分から適用)】</p> <p>・課税標準の見直し 最初の5年度分</p> <p>②について 価格の3/4⇒価格の3/4(難視地域にH23.4.1～H24.3.31までに新設されたもの 価格の1/2)</p> <p>③について 価格の3/4⇒価格の3/4(H24.4.1～H26.3.31に新設されたもの 価格の4/5)</p> <p>・対象から一定の放送事業者に係る番組制作設備を除外</p>	H26.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	36,095,159
附 15 条	⑫		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の2/3</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正(平成24年4月1日以後の取得分から適用)】</p> <p>・課税標準の見直し(改正前 価格の2/3)</p> <p>価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3</p> <p>(ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	H27.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	57,227

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑬		一定の低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 ・対象から充電設備を除外	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	451, 620
附 15 条	⑭		第三セクターが鉄道駅総合改善事業により取得した家屋等に係る特例措置	鉄軌道施設の貸付を行う法人が公共事業に係る政府の補助を受けて行う鉄道駅総合改善事業により取得した停車場建物等のうち、鉄道事業者、軌道経営者に貸し付けられ、かつ鉄道事業又は軌道経営の用に供されるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/4	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5, 146, 142
附 15 条	⑮		国際船舶に係る特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であって、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に2/3を乗じて得た額 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・課税標準の引下げ 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額の2/3⇒1/3	H26年度	課税標準 (固定資産の価格)	8, 416, 110
附 15 条	⑯		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3②、⑮又は⑰の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8, 734, 193

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑰		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置	<p>鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の1/3</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】</p> <p>・課税標準の引下げ 最初の5年度分 価格の1/2⇒1/3</p>	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9, 291, 457
附 15 条	⑱		畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理を行う一定の施設に係る特例措置	<p>畜産業者が新たに取得した家畜排せつ物の管理を行うための施設のうち管理基準に適合する一定のものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3又は3/4</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正にて廃止】</p>	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	4, 241, 199
附 15 条	⑲		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る特例措置	<p>鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の1/3</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】</p> <p>・課税標準の引上げ 最初の5年度分 価格の1/4⇒1/3</p>	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 186, 183
附 15 条	⑳		JR貨物が第三セクターから借り受ける線路設備等に係る特例措置	<p>鉄道施設の貸付を行う法人が公共事業に係る政府の補助を受けて貨物鉄道事業の輸送の効率化を図るために新たに取得した鉄道に係る線路設備、電路設備又は停車場設備で、JR貨物に貸し付けられ、かつ鉄道事業の用に供されるものに対する固定資産税の課税標準額を、次のとおりとする。</p> <p>最初の10年度分 価格の1/2</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正にて廃止】</p>	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	1, 226, 128

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置	<p>鉄道事業者、軌道経営者が取得等した新規製造客車で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3（省令で定める事業者等が取得した車両 価格の3/5）</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正（平成23年7月1日以後の取得分から適用）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替車両に係る適用要件を見直し ・課税標準を引上げ <p>最初の5年度分 価格の1/2⇒2/3（一定の鉄道事業者等が取得した車両については3/5）</p>	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	208, 428, 513
附 15 条	㉑		P F I 法の選定事業者が整備した一定の公共施設等に係る特例措置	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の1/2</p>	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	16, 540, 424
附 15 条	㉒		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る特例措置	<p>都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の3/5 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格の1/2)</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正（都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号)の施行日(平成23年7月25日)以後の取得分から適用）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準の引上げ <p>都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域において取得するものについて最初の5年度分価格の1/2⇒3/5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産を限定 	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	16, 532, 781

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	㉔		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/4 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・課税標準の引上げ 価格の3/4⇒4/5	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	60,415,459
附 15 条	㉕		P F I 法の選定事業者が取得した一定の国立大学の校舎に係る特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	73,621
附 15 条	㉖		認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る特例措置	指定特定重要港湾(スーパー中樞港湾)における特定国際コンテナ埠頭の認定運営者が、国の港湾整備資金貸付けを受けて取得した荷さばき施設等の港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,090,837
附 15 条	㉗		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	56,032
附 15 条	㉘		指定会社等が外資埠頭公社から承継した一定の固定資産に係る特例措置	外資埠頭公社の民営化に伴い、特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外資埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあっては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,072,317

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	②9		日本郵政公社から承継された一定の固定資産に係る特例措置	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	572, 703, 536
附 15 条	③0		鉄道事業者が鉄道再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	703, 089
附 15 条	③1		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	710, 602
附 15 条	③2		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	③3		電気通信事業を営む者が新設した一定の教育・医療に関する業務に使用する電気通信設備に係る特例措置	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気通信事業者が新設した一定の教育・医療に関する業務の用に使用する電気設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第59号）の施行日（平成23年8月31日）以後の新設分から適用）】 ・課税標準の引上げ 最初の3年度分 価格の2/3⇒3/4 ・対象を資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気通信事業者が取得する一定の電気通信設備とする。	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 069

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	③④		一定の事業用太陽光発電設備に係る特例措置	政府の補助(新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助)を受けて取得された太陽光発電設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	2,604,229
附 15 条	③⑤		指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例措置	特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	③⑥		排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る特例措置	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に規定する一定の特定特殊自動車に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/5 【平成23年6月改正にて新設(平成23年4月1日以後の取得分から適用)】	H24.9.30 (一部H25.9.30)	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	③⑦		国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営業者が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3 【平成23年6月改正にて新設(平成23年港湾法等改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日(平成23年12月15日)以後の取得分から適用)】	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	③⑧		津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置	臨港地区に港湾施設等を有する事業者が平成28年3月31日までに取得した港湾施設等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2 【平成23年12月改正にて新設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の施行日(平成23年12月27日)以後の取得分から適用)】	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	③ ・ ④		津波避難施設に係る特例措置	平成27年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となつた協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格の1/2 【平成23年12月改正にて新設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の施行日(平成23年12月27日)以後から適用)】	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条 の 2	①		JR等が国鉄から承継した一定の固定資産等に係る特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があつたものに対する固定資産税の課税標準額について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	215, 948, 553
附 15 条 の 2	②		JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑰、附15条⑱又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・対象となる鉄道施設の貸し付けを行う法人から借り受ける固定資産に変電所を追加 ・対象から旅客自動車運送事業の用に供する固定資産を除外	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	444, 475, 087

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条 の 3	①		JR北海道等が国鉄から承継した一定の固定資産に係る特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	148,746,566
附 15 条 の 3	②・③		JR貨物が基盤整備事業により取得した一定の家屋等に係る特例措置	JR貨物が国鉄から承継した家屋又は償却資産(旧資産)を所有していた場合において、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、JR貨物が旧資産に対応するものとして取得した家屋又は償却資産(新資産)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 新資産価格 - 旧資産価格の1/2 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	961,029
附 15 条 の 6			新築住宅に係る特例措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	H26. 3. 31	税額	127,439,799
附 15 条 の 7			長期優良住宅に係る特例措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	H26. 3. 31	税額	5,909,335

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条 の 8	①		特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置	<p>特定市街化区域農地(三大都市圏の特定市における市街化区域内の農地)の所有者等が当該農地の上に中高層耐火建築物である貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該貸家住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。</p> <p>第一種中高層耐火建築物(地上階数4以上) 最初の5年度分 2/3 第二種中高層耐火建築物(地上階数3) 最初の3年度分 2/3 その後の2年度分 1/2</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成24年改正(平成24年4月1日以後の新築分から適用)】</p> <p>・減額割合の引下げ 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る固定資産税の減額割合を最初の5年度分2/3減額⇒最初の3年度分2/3減額、その後2年度分1/2減額</p>	H27. 3. 31	税額	568, 722
附 15 条 の 8	②		特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る特例措置	<p>特定市街化区域農地の所有者等が転用を届け出た当該特定市街化区域農地(旧農地)の上に貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該旧農地に対する固定資産税について、次の割合を減額する。</p> <p>最初の3年度分 1/6</p>	H27. 3. 31	税額	15, 228

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条 の 8	③		市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の新築分から適用)】 ・減額割合の引下げ 第一種市街地再開発事業に係る住宅の非居住部分及び住宅以外の家屋に係る固定資産税の減額割合を5年度分1/3減額⇒1/4減額	H25. 3. 31	税額	590, 276
附 15 条 の 8	④		サービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行日(平成23年10月20日)以後の新築分から適用)】 ・対象を高齢者の居住の安定確保に関する法律により新たに創設されるサービス付き高齢者向け住宅とする ・面積要件の下限の見直し 35㎡⇒30㎡	H25. 3. 31	税額	288, 371
附 15 条 の 8	⑤		防災街区整備事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年度分 1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H25. 3. 31	税額	1, 057

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条 の 9	① ～ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る特例措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からH27.12.31に改修した場合 1年度分	H27. 12. 31	税額	267, 381
附 15 条 の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る特例措置	平成19年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	H25. 3. 31	税額	43, 407
附 15 条 の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	H25. 3. 31	税額	144, 473
附 16 条 の 2	①		三宅島噴火災害による被災代替家屋に係る特例措置	三宅島噴火災害により滅失、損壊した家屋に代わり取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	H25. 3. 31	税額	1, 087
附 16 条 の 2	②		三宅島噴火災害による被災代替償却資産に係る特例措置	三宅島噴火災害により滅失、損壊した償却資産に代わり取得又は改良した償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 16 条 の 2	③		新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	平成19年新潟中越沖地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	H25. 3. 31	税額	89, 766

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧	349条の3	⑱	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務用資産に係る特例措置	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ直接石油等の探鉱等に係る技術に関する指導等業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3、その後の5年度分 価格の4/5	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧	349条の3	㉑	(独)水資源機構の水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地に係る特例措置	(独)水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧	349条の3	㉓	(独)情報通信研究機構の業務用資産に係る特例措置	(独)情報通信研究機構が所有し、かつ直接通信・放送基盤技術に関する試験研究委託・普及業務の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧	349条の3	㉔	社会保険診療報酬支払基金の業務用資産に係る特例措置	社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧	349条の3	㉕	自動車安全運転センターの業務用資産に係る特例措置	自動車安全運転センターが所有し、かつ直接運転免許を受けた青少年等に対する自動車の運転に関する研修業務等の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧	349条の3	㉖	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務用資産に係る特例措置	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ直接一定の業務の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧 附 15 条	⑤		自動二輪車路外駐車場の用に供する家屋に係る特例措置	自動二輪車路外駐車場のうち中心市街地の活性化に関する法律の規定により事業計画の概要が定められたものの用に供する家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の7/8	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 15 条	⑥		認定計画に従って整備された一定の緑化施設に係る特例措置	都市緑地法に規定する認定計画に従って整備された一定の緑化施設に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 (特定建築物の緑化施設は1/3)	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 15 条	⑳		離島航路事業者が新造した離島航路船舶に係る特例措置	外航船舶及び準外航船舶以外の船舶のうち、離島航路事業者が新造し、かつ離島航路事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6、その後の5年度分 価格の1/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 15 条	㉔		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の家屋等に係る特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が既設の駅又は停留場において高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定による公共交通特定事業の実施に伴い取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 15 条	㉚		鉄道事業者等が設置したICカード乗車券に係る設備に係る特例措置	鉄道事業者等又は鉄道事業者等が設立した法人が設置した集積回路を自蔵するカードの利用に供する一定の設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の4/5	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 15 条	㉞		事業主が設置した一定のテレワーク設備に係る特例措置	従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせることにより通勤に係る負担の軽減に著しく資するために、特定事業所や従業員の自宅等に設置される一定の電気通信設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0

○固定資産税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧 附 15 条	④		電気通信事業を営む者が取得した総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するための設備に係る特例措置	電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために取得した一定の電気通信設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 16 条 の 2	③		新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	平成16年新潟県中越地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	廃止	税額	0
旧 附 16 条 の 2	④		能登半島地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	能登半島地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	廃止	税額	0
旧 附 16 条 の 2	⑤		能登半島地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置	能登半島地震による災害により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 16 条 の 2	⑦		新潟県中越沖地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置	平成19年新潟中越沖地震による災害により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H26.3.31」となっているものは、平成26年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「H26年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成26年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

○事業所税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)
701条の41	①	一	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	4,255,243 [2,553,146千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	398,377,640
701条の41	①	二	学校教育法に基づく専修学校、各種学校の教育用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	54,684 [32,810千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	282,658
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設に係る資産割の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	597,114 [358,268千円]
701条の41	①	四	廃棄物処理法に基づく許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3、従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,502,897 [901,738千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	7,620,553
701条の41	①	五	家畜取引法に基づく家畜市場に係る資産割の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	5,354 [3,212千円]
701条の41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設に係る資産割の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	11,250 [6,750千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設に係る資産割の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	766,135 [459,681千円]

○事業所税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)
701 条 の 41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	476, 715 [286, 029千円]
701 条 の 41	①	九	旅館業法に基づくホテル、旅館の営業用施設に係る資産割の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7, 231, 568 [4, 338, 941千円]
701 条 の 41	①	十	港湾法に基づく港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	68, 555 [41, 133千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	299, 630
701 条 の 41	①	十一	港湾法に基づく港湾施設のうち上屋、倉庫に係る資産割及び従業者割の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3、従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	6, 134, 495 [3, 680, 697千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	7, 713, 023
701 条 の 41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設に係る資産割の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	15, 118 [9, 071千円]
701 条 の 41	①	十三	港湾運送事業法に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋に係る資産割の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	279, 935 [167, 961千円]
701 条 の 41	①	十四	倉庫業法に基づく倉庫業者の事業用倉庫に係る資産割の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	17, 383, 153 [10, 429, 892千円]

○事業所税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)
701条の41	①	十五	道路運送法に基づくタクシー事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	565,370 [339,222千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	153,131,713
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	324,280 [194,568千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	46,562,744
701条の41	①	十七	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等に係る資産割及び従業者割の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	846,880 [508,128千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,783,734
701条の41	①	十八	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫に係る資産割及び従業者割の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3、従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	829,033 [497,420千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	1,218,834
701条の41	①	十九	信書便法に基づく特定信書便事業者の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を2分の1控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	6,580 [3,948千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	41,753

○事業所税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等に係る資産割の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が2分の1以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 【平成23年6月改正（平成23年7月1日以後に設置された施設について適用）】 対象施設に重度障害者等多数雇用施設設置等助成金に係る施設を追加。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	28,167 [16,900千円]
附 33条	①		沖縄振興特別措置法に基づく特定民間観光関連施設に係る資産割の特例措置	平成24年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 【平成24年改正（平成24年4月1日以後に新設された施設について適用）】 平成29年3月31日までに新設された観光地形成促進地域における特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する特例を創設。これに伴い、当該特例を廃止。	廃止 (新設された特例は H29. 3. 31)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0
附 33条	②		沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業用等施設に係る資産割の特例措置	平成24年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 【平成24年改正（平成24年4月1日以後新設された施設について適用）】 対象事業を拡充	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	5,283 [3,170千円]
附 33条	③		沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化事業用等施設に係る資産割の特例措置	平成24年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 【平成24年改正（平成24年4月1日以後に新設された施設について適用）】 平成29年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する特例を創設。これに伴い、当該特例を廃止。	廃止 (新設された特例は H29. 3. 31)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0

○事業所税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)
附 33 条	④		特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成25年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成25年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を4分の1控除する。	H25. 3. 31 (法人) H25年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	112, 899 [67, 739千円]
旧 附 33 条	⑤		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る資産割の特例措置	平成23年6月30日までに新設された関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設について、新設の日から5年間、事業所税の資産割の課税標準を3分の1控除する。	廃止	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	2, 037 [1, 222千円]

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準（事業所床面積（㎡））に600円／㎡の税率を乗じたものである。

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
702 条	②		日本放送協会の事業用資産に係る特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	83,034,033
702 条	②		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,112,746
702 条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,767,071
702 条	②		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の取得分から適用)】 ・対象から家屋及び償却資産を除外	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,362,168
702 条	②		関西国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置	関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成24年改正(平成25年度課税分から適用)】 ・対象を、新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設及び環境対策事業の用に供する一定の土地とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	17,443,002

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
702 条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	183, 259, 964
702 条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2, 447, 379
附 15 条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫に係る特例措置	倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(平成23年7月1日以後の新增設分から適用)】 ・特例対象資産から「特定上屋」を除外 ・対象区域から一定の鉄道貨物駅の周辺地域を除外	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	21, 975, 415
附 15 条	⑥		外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置	外貿埠頭公社が岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する一定の固定資産で平成10年3月31日までに取得したものであるものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 平成23年度分まで 価格の1/2 (公団承継分は3/5) 平成24年度分 価格の2/3 (公団承継分は4/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	25, 147, 843
附 15 条	⑯		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 679, 957
附 15 条	㉔		P F I 法の選定事業者が整備した一定の公共施設等に係る特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 771, 007

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	㉓		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格の1/2) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成23年6月改正(都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号)の施行日(平成23年7月25日)以後の取得分から適用)】 ・課税標準の引上げ 都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域において取得するものについて最初の5年度分価格の1/2⇒3/5 ・対象資産を限定	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14, 603, 186
附 15 条	㉔		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/4 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・課税標準の引上げ 価格の3/4⇒4/5	H25年度	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	㉕		P F I 法の選定事業者が取得した一定の国立大学の校舎に係る特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H27. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	73, 621
附 15 条	㉖		認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る特例措置	指定特定重要港湾(スーパー中枢港湾)における特定国際コンテナ埠頭の認定運営者が、国の港湾整備資金貸付けを受けて取得した荷さばき施設等の港湾施設の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	55, 415

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が都市鉄道 利便増進事業により取得 した施設等に係る特例措 置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都 市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設 の用に供する一定の家屋に係る都市計画税の課税標準額を次 のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	6, 662
附 15 条	㉑		指定会社等が外貨埠頭公 社から承継した一定の固 定資産に係る特例措置	外貨埠頭公社の民営化に伴い、特定外貨埠頭の管理運営に関 する法律に基づく指定会社等が、外貨埠頭公社からの出資によ り取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を 次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつ ては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	682, 830
附 15 条	㉒		日本郵政公社から承継さ れた一定の固定資産に係 る特例措置	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が所有する固定資産の うち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課 税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	454, 873, 385
附 15 条	㉓		鉄道事業者が鉄道再構築 事業を実施する路線にお いて取得した家屋等に係 る特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再 構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の 家屋のうち政府の補助を受けて取得したものに対する都市計画 税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	71, 511
附 15 条	㉔		公益社団・財団法人が所 有する重要無形文化財の 公演のための施設等に係 る特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財 に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する 土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりと する。 価格の1/2	H24年度	課税標準 (固定資産の価格)	0

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条	③⑤		指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例措置	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2	H26. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条	③⑦		国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾事業者が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3 【平成23年6月改正にて新設(平成23年港湾法等改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日(平成23年12月15日)以後の取得分から適用)】	H25. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0
附 15 条 の 2	②		JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成24年改正(平成24年度課税分から適用)】 ・対象となる鉄道施設の貸し付けを行う法人から借り受ける固定資産に変電所を追加 ・対象から旅客自動車運送事業の用に供する固定資産を除外	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	92, 269, 197
附 15 条 の 3	①		JR北海道等が国鉄から承継した一定の固定資産に係る特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	131, 041, 770

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24. 3. 31現在)	適用期限 (H24. 4. 1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
附 15 条 の 3	② ・ ③		JR貨物が基盤整備事業により取得した一定の家屋等に係る特例措置	JR貨物が国鉄から承継した家屋(旧資産)を所有していた場合において、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、JR貨物が旧資産に対応するものとして取得した家屋(新資産)に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 新資産価格 - 旧資産価格の1/2 【平成24年改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	368,769
附 16 条 の 2	③		新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	平成19年新潟中越沖地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する都市計画税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2減額	H25. 3. 31	税額	9,423
旧 702 条	②		(独)水資源機構の水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地に係る特例措置	(独)水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 702 条	②		社会保険診療報酬支払基金の業務用資産に係る特例措置	社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 702 条	②		自動車安全運転センターの業務用資産に係る特例措置	自動車安全運転センターが所有し、かつ直接運転免許を受けた青少年等に対する自動車の運転に関する研修業務等の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 702 条	②		(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務用資産に係る特例措置	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ直接一定の業務の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0

○都市計画税

根拠条文			特例名	制度の概要 (H24.3.31現在)	適用期限 (H24.4.1現在)	適用総額	
条	項	号				適用総額 の種類	適用総額 (千円)
旧 附 15 条	②⑥		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の家屋等に係る特例措置	鉄道事業者、軌道経営者等が既設の駅又は停留場において高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定による公共交通特定事業の実施に伴い取得した停車場建物その他の家屋都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0
旧 附 16 条 の 2	③		新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	平成16年新潟県中越地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する都市計画税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	廃止	税額	0
旧 附 16 条 の 2	④		能登半島地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	能登半島地震による災害により滅失、損壊した家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対する都市計画税について、次の割合を減額する。 最初の4年度分 1/2	廃止	税額	0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
中小企業者等の法人税率の特例	4,705,688	-	11,575,992	16,281,680	-	16,281,680	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	1,229,719	-	3,025,106	4,254,825	-	4,254,825	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(3) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(4) 中小企業技術基盤強化税制	1,114,166	-	2,740,849	3,855,015	-	3,855,015	
(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除	26,020	-	64,008	90,028	-	90,028	
(6)① 試験研究費の増加額に係る税額控除	36,011	-	88,586	124,597	-	124,597	注②
(6)② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	53,522	-	131,663	185,185	-	185,185	注②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	1,498,870	4,198,732	3,687,220	9,384,822	3,903,767	13,288,589	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	25,938	-	63,808	89,746	-	89,746	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	8,519	23,310	20,957	52,786	22,186	74,972	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	4,168	-	10,254	14,422	-	14,422	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	2,973,693	9,562,401	7,315,285	19,851,379	7,745,545	27,596,924	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	575,273	-	1,415,171	1,990,444	-	1,990,444	
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却	29,846	94,718	73,422	197,986	77,740	275,726	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除	156,238	-	384,346	540,584	-	540,584	
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	168	-	414	582	-	582	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	14,663	-	36,071	50,734	-	50,734	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	17,053	-	41,950	59,003	-	59,003	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	312	-	766	1,078	-	1,078	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	23	-	55	78	-	78	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	817	-	2,009	2,826	-	2,826	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	1,222	3,931	3,007	8,160	3,184	11,344	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	注①
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	76,659	-	188,581	265,240	-	265,240	注②
公害防止用設備の特別償却	11,731	25,141	28,857	65,729	30,548	96,277	
船舶の特別償却	536,001	1,674,485	1,318,563	3,529,049	1,396,090	4,925,139	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	41	84	101	226	107	333	
地震防災対策用資産の特別償却	1,892	6,080	4,653	12,625	4,926	17,551	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	142,648	305,181	350,913	798,742	371,472	1,170,214	
事業革新設備等の特別償却	90,653	227,299	223,006	540,958	236,088	777,046	
共同利用施設の特別償却	16	52	40	108	42	150	注③
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	319	654	785	1,758	830	2,588	
特定高度通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	45,109	108,001	110,967	264,077	117,475	381,552	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
(1) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	10,139	24,651	24,940	59,730	26,401	86,131	
(2) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	33,457	79,758	82,303	195,518	87,129	282,647	
(3) 離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却	810	1,796	1,991	4,597	2,108	6,705	
(4) 振興山村における工業用機械等の特別償却	705	1,796	1,734	4,235	1,836	6,071	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	763	2,454	1,877	5,094	1,988	7,082	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	103	332	254	689	269	958	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	60,755	185,684	149,457	395,896	158,242	554,138	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	2,360	5,441	5,805	13,606	6,144	19,750	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	1,746	5,447	4,295	11,488	4,548	16,036	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	3,681	8,922	9,054	21,657	9,584	31,241	
事業所内託児施設等の割増償却	833	1,832	2,049	4,714	2,168	6,882	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	33,122	67,927	81,480	182,529	86,252	268,781	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	977	3,066	2,404	6,447	2,545	8,992	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	487	1,502	1,197	3,186	1,267	4,453	
特定再開発建築物等の割増償却	101,690	211,488	250,158	563,336	264,812	828,148	
倉庫用建物等の割増償却	2,726	6,422	6,706	15,854	7,099	22,953	
植林費の損金算入の特例	188	603	463	1,254	489	1,743	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	442,286	1,405,044	1,088,024	2,935,354	1,152,009	4,087,363	
海外投資等損失準備金	568,688	-	1,398,972	1,967,660	-	1,967,660	注⑤
金属鉱業等鉱害防止準備金	63	134	155	352	164	516	
特定災害防止準備金	51,092	156,697	125,686	333,475	133,075	466,550	
新幹線鉄道大規模改修準備金	500,000	1,025,372	1,230,000	2,755,372	1,302,040	4,057,412	
使用済燃料再処理準備金	6,884,597	14,118,553	16,936,110	37,939,260	17,928,057	55,867,317	
原子力発電施設解体準備金	274,629	563,194	675,587	1,513,410	715,157	2,228,567	
保険会社等の異常危険準備金	1,941,666	3,986,626	4,776,499	10,704,791	5,056,261	15,761,052	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	950,075	1,948,490	2,337,184	5,235,749	2,474,072	7,709,821	
特別修繕準備金	410,163	908,576	1,009,002	2,327,741	1,068,135	3,395,876	
社会・地域貢献準備金	0	0	0	0	0	0	
中小企業等の貸倒引当金の特例	7,437,756	23,917,332	18,296,879	49,651,967	19,373,039	69,025,006	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	748,501	1,550,513	1,841,313	4,140,327	1,949,167	6,089,494	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	254,844	523,602	626,915	1,405,361	663,634	2,068,995	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	211,718	372,521	520,826	1,105,065	551,331	1,656,396	注④
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	35	111	85	231	90	321	
沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
商工組合等の留保所得の特別控除	559	1,799	1,376	3,734	1,457	5,191	注③
農業経営基盤強化準備金	145,466	467,700	357,847	971,013	378,894	1,349,907	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
農用地等を取得した場合の課税の特例	68,240	219,437	167,870	455,547	177,744	633,291	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	2,206,238	5,523,021	5,427,345	13,156,604	5,745,744	18,902,348	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	854,422	2,022,357	2,101,878	4,978,657	2,225,127	7,203,784	
収用換地等の場合の所得の特別控除	599,618	1,817,986	1,475,061	3,892,665	1,561,762	5,454,427	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	6,952	22,190	17,102	46,244	18,107	64,351	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	8,933	25,842	21,976	56,751	23,268	80,019	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	192	618	473	1,283	501	1,784	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	43	138	106	287	112	399	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	6,126,232	14,742,232	15,070,530	35,938,994	15,954,345	51,893,339	
(1) 所有期間10年超の建物等の既成市街地等の内から外への買換え	190,176	492,928	467,831	1,150,935	495,288	1,646,223	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	15,785	50,759	38,832	105,376	41,115	146,491	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	46,600	149,200	114,635	310,435	121,378	431,813	
(4) 誘致区域の外から内への買換え	4,491	14,027	11,050	29,568	11,699	41,267	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
(5) 都市開発区域等及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え	901,261	2,029,894	2,217,101	5,148,256	2,347,053	7,495,309	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内での土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え	29,156	63,516	71,722	164,394	75,923	240,317	
(7) 農用地区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え	7,163	22,593	17,623	47,379	18,658	66,037	
(8) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え	2,257	7,240	5,552	15,049	5,878	20,927	
(9) 所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物、構築物、機械装置又は鉄道事業用車両運搬具との買換え	4,632,613	11,010,022	11,396,230	27,038,865	12,064,493	39,103,358	
(10) 日本船舶と一定の日本船舶との買換え	157,234	460,839	386,795	1,004,868	409,523	1,414,391	
(11) 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え	3,649	11,733	8,975	24,357	9,503	33,860	
(12) 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え	956	2,081	2,352	5,389	2,490	7,879	
(13) 水質汚濁規制水域等の内から外への污水排出施設等の買換え	2,406	7,738	5,920	16,064	6,267	22,331	
(14) 農村地域及び誘致区域の外から工業等導入地区の内への買換え	1,928	6,203	4,745	12,876	5,024	17,900	
(15) 市街化区域又は既成市街地等内における建物の高層化に伴う買換え	74,774	235,724	183,944	494,442	194,761	689,203	
(16) 既成市街地等内における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え	6,694	21,527	16,469	44,690	17,437	62,127	
(17) 特定整備区域内にある木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え	642	2,065	1,580	4,287	1,672	5,959	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
(18) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく土地等の買換え	39,370	126,602	96,852	262,824	102,548	365,372	
(19) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え	9,075	27,539	22,324	58,938	23,634	82,572	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	179	574	439	1,192	465	1,657	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	8	27	20	55	22	77	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	18	58	44	120	47	167	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	47	152	116	315	123	438	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	447,526	1,161,952	1,100,914	2,710,392	1,165,521	3,875,913	
技術研究組合の所得計算の特例	12,302	39,561	30,264	82,127	32,044	114,171	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	1,037,654	2,943,351	2,552,629	6,533,634	2,702,560	9,236,194	
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	264,531	787,628	650,745	1,702,904	688,987	2,391,891	
社会保険診療報酬の所得計算の特例	5,010	-	12,325	17,335	-	17,335	注⑤
特定の医療法人の法人税率の特例	195,104	-	479,956	675,060	-	675,060	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	251,802	808,026	619,432	1,679,260	655,864	2,335,124	

(単体法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
転廃業助成金等に係る課税の特例	9,855	31,691	24,243	65,789	25,670	91,459	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	3,516,934	11,309,283	8,651,659	23,477,876	9,160,519	32,638,395	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	253,659	591,290	624,001	1,468,950	660,587	2,129,537	
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	1,674,033	3,433,180	4,118,122	9,225,335	4,359,320	13,584,655	
特定目的会社に係る課税の特例	2,322,197	7,467,408	5,712,604	15,502,209	6,048,600	21,550,809	注③
投資法人に係る課税の特例	2,370,347	7,622,242	5,831,053	15,823,642	6,174,016	21,997,658	注③
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	注③
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	注③

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	2,450	-	6,026	8,476	-	8,476	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	10,427	-	25,652	36,079	-	36,079	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(3) 連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	注①
(4) 中小企業技術基盤強化税制	7,650	-	18,820	26,470	-	26,470	
(5) 繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除	2,232	-	5,490	7,722	-	7,722	
(6)① 試験研究費の増加額に係る税額控除	543	-	1,336	1,879	-	1,879	注②
(6)② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	2	-	6	8	-	8	注②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	193,208	467,278	475,293	1,135,779	503,168	1,638,947	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	3,004	6,174	7,390	16,568	7,823	24,391	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	8	-	20	28	-	28	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	19,539	62,832	48,067	130,438	50,894	181,332	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	245	-	602	847	-	847	
事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却	290	933	714	1,937	756	2,693	
事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,211	-	2,980	4,191	-	4,191	
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	14,935	-	36,739	51,674	-	51,674	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	注①

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	0	-	0	0	-	0	注②
公害防止用設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	
船舶の特別償却	18,065	37,046	44,440	99,551	47,042	146,593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	
地震防災対策用資産の特別償却	6	19	15	40	15	55	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	114,980	235,794	282,850	633,624	299,416	933,040	
事業革新設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	注③
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	
特定高度通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	6,080	12,469	14,957	33,506	15,833	49,339	
(1) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	3,245	6,656	7,985	17,886	8,453	26,339	
(2) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	2,834	5,813	6,972	15,619	7,380	22,999	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
(3) 離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却	0	0	0	0	0	0	
(4) 振興山村における工業用機械等の特別償却	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	549	1,125	1,349	3,023	1,428	4,451	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	4,977	10,206	12,243	27,426	12,959	40,385	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	0	0	0	0	0	0	
事業所内託児施設等の割増償却	0	0	0	0	0	0	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	686	1,407	1,688	3,781	1,786	5,567	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
特定再開発建築物等の割増償却	9,854	20,208	24,241	54,303	25,660	79,963	
倉庫用建物等の割増償却	82	168	201	451	213	664	
植林費の損金算入の特例	0	0	0	0	0	0	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	3,142	6,624	7,730	17,496	8,182	25,678	
海外投資等損失準備金	7,289	-	17,930	25,219	-	25,219	注⑤
金属鉱業等鉱害防止準備金	68	139	167	374	178	552	
特定災害防止準備金	22,579	71,782	55,544	149,905	58,810	208,715	
新幹線鉄道大規模改修準備金	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	115,832	237,543	284,948	638,323	301,637	939,960	
原子力発電施設解体準備金	7,559	15,502	18,596	41,657	19,685	61,342	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	
特別修繕準備金	84,842	175,461	208,712	469,015	220,937	689,952	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
社会・地域貢献準備金	227,107	465,738	558,683	1,251,528	591,405	1,842,933	
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	45,352	145,837	111,566	302,755	118,128	420,883	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	2,010	4,122	4,945	11,077	5,235	16,312	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	471	965	1,158	2,594	1,225	3,819	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	0	0	0	0	0	0	注④
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	264,219	553,774	649,979	1,467,972	688,054	2,156,026	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	12,431	25,492	30,579	68,502	32,371	100,873	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	15,165	33,571	37,307	86,043	39,493	125,536	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	300	615	738	1,653	781	2,434	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	225	461	554	1,240	586	1,826	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	1,301,675	2,671,422	3,202,120	7,175,217	3,389,670	10,564,887	
(1) 所有期間10年超の建物等の既成市街地等の内から外への買換え	5,613	11,510	13,807	30,930	14,617	45,547	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	0	0	0	0	0	0	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	4,046	8,296	9,952	22,294	10,535	32,829	
(4) 誘致区域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	
(5) 都市開発区域等及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え	66,346	136,730	163,212	366,288	172,771	539,059	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内での土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う買換え	0	0	0	0	0	0	
(7) 農用地区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
(8) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え	0	0	0	0	0	0	
(9) 所有期間10年超の国内にある土地等、建物又は構築物と国内にある一定の土地等、建物、構築物、機械装置又は鉄道事業用車両運搬具との買換え	1,142,543	2,344,413	2,810,656	6,297,612	2,975,277	9,272,889	
(10) 日本船舶と一定の日本船舶との買換え	0	0	0	0	0	0	
(11) 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え	0	0	0	0	0	0	
(12) 騒音規制区域の内から外への騒音発生施設の買換え	0	0	0	0	0	0	
(13) 水質汚濁規制水域等の内から外への汚水排出施設等の買換え	0	0	0	0	0	0	
(14) 農村地域及び誘致区域の外から工業等導入地区の内への買換え	0	0	0	0	0	0	
(15) 市街化区域又は既成市街地等内における建物の高層化に伴う買換え	82,983	170,177	204,139	457,299	216,095	673,394	
(16) 既成市街地等内における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え	0	0	0	0	0	0	
(17) 特定整備区域内にある木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え	0	0	0	0	0	0	
(18) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に基づく土地等の買換え	144	295	353	792	374	1,166	
(19) 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え	0	0	0	0	0	0	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	6,510	20,934	16,015	43,459	16,957	60,416	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	13,349	28,885	32,839	75,073	34,763	109,836	
技術研究組合の所得計算の特例	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	68,827	141,723	169,314	379,864	179,231	559,095	
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例	10,523	22,685	25,887	59,095	27,404	86,499	
社会保険診療報酬の所得計算の特例	0	-	0	0	-	0	注⑤
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	-	0	0	-	0	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	
中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	4,194	13,487	10,318	27,999	10,924	38,923	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	2,503	5,586	6,158	14,247	6,519	20,766	

(連結法人)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	0	0	0	0	0	0	

注① 地方税の計算において適用対象外

注② 中小企業者等に適用

注③ 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形法人として計算

注④ 単年度損益の計算において適用対象外

注⑤ 事業税の計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおり算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおり算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおり算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形対象法人、資本金1億円超の法人を外形対象法人とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

・住民税率：道府県民税(5.0%) 市町村民税(12.3%)

・法人税率：30.0%

・事業税率：非外形(5.3%) 外形(3.38%(うち0.48%は単年度損益分))

・地方法人特別税率：非外形(81%) 外形(149%)

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成23年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 国税適用額に係数を乗じた額が課税標準を減少させる特例については、係数を1として、その最大値を影響額として算定した。

※8 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※9 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であるものを表している。